

農地の競売に係る「買受適格証明」について

農地の競売に参加には

農地の競売に参加するためには、「買受適格証明」が必要です。証明が申請された場合には、農業委員会では必要な審査を行い適格者であると認めるときは証明書を発行します。審査にはある程度の時間が必要です。期日直前に申請された場合には間に合わない場合があるので申請はなるべく早めに行なってください。

なお、農地法第3条又は第5条の許可を要する案件については、農業委員会総会に諮った上で証明書を発行します。期日及び許可の要件にご注意願います。

農地法第3条又は第5条の許可案件

「買受適格証明」の申請

書面審査(形式審査)
現地調査・要件審査

「地区審査会」
「地区代表者会議」

「総会」で議決

証明書の交付

農地法第5条の届出案件

「買受適格証明」の申請

書面審査(形式審査)

証明書の交付

「総会」へ報告

* 総会は毎月15日前後に行ないます。
また、「地区審査会」及び「地区代表者会議」は毎月7日ごろ行ないます。
会議の日程は農業委員会のホームページで公表しています。

農地の買受が決まったら

競売で農地を落札したら(特別売却の決定があったら)そのままその農地が買えるわけではありません。農地法第3条又は第5条の規程による許可(市街化区域にあつては届出)が必要です。適格証明は必ずしもこれらの許可を保証するものではありません。許可の要件には十分注意して下さい。特に都市計画法その他の法律による許可を併せて要する場合には同法の許可要件も備えている必要があるので証明申請を行なう前に事前の調査を行なうようお願いします。

農地法第3条又は第5条の許可案件

申請

書面審査(形式審査)
要件審査

許可書の交付

「総会」へ報告

農地法第5条の届出案件

申請

書面審査(形式審査)

受理書の交付

「総会」へ報告